

不登校児童生徒が民間施設及び学校外で相談・指導を受けている場合の
指導要録上の「出席扱い」に関するガイドライン

大阪市教育委員会
令和4年4月

はじめに

令和3年10月に文部科学省より公表された、「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、全国の小中学校における不登校児童生徒数は、196,127人と、平成24年度調査から9年連続で増加しています。本市においても、市立小中学校の不登校児童生徒数は増加傾向にあります。

これまで本市では、不登校対策のモデル校を指定し、子どもたちが明日も学校に来たいと思えるような、魅力ある学校づくりや不登校児童生徒への早期対応の研究等に取り組んできました。

また、令和2年6月、不登校児童生徒の学習支援と教育相談の充実を図るため、教育支援センターを開設し、令和3年4月には2か所を増設しました。3か所の教育支援センターにおいては、各小中学校と連携しながら、不登校児童生徒の支援充実に努めているところです。

平成28年12月に公布された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を受け、文部科学省より令和元年10月25日に「不登校児童生徒への支援の在り方について」が示され、その中で不登校児童生徒への支援について、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、「社会的に自立すること」をめざす必要性や、社会的自立への支援に向けて、学校と民間施設等との連携の重要性等について改めて示されました。

これらを踏まえ、本市教育委員会では、不登校児童生徒に対する教育機会の確保に向けて、民間施設との連携についての必要性を認識し、民間施設に関するガイドラインを策定することにしました。

本ガイドラインでは、不登校児童生徒（不登校傾向にある児童生徒を含む）が民間施設及び学校外で相談・指導等を受けている場合の、指導要録上の「出席扱い」について判断する際に留意すべき点等を示しています。

不登校児童生徒の支援に際しては、個々の児童生徒の状況に応じて、社会的自立に向けた適切な居場所を提供し、教育の機会を確保することが重要です。本市教育委員会では、各校に対して本ガイドラインの活用を通じて、学校と民間施設の有機的な連携について指導・助言し、不登校児童生徒への支援のさらなる充実に努めてまいります。

令和4年4月
大阪教育委員会

[もくじ]

○ はじめに	2
○ もくじ	3
○ 民間施設についてのガイドライン	4
○ 不登校児童生徒が学校外の場所で相談・指導を受けた場合の指導要録上の「出席扱い」について	6
○ 不登校児童生徒が自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の「出席扱い」について	7
○ 指導要録上「出席扱い」と判断するための望ましい流れ	9
○ 【様式(例)】民間施設 訪問票	10

[参考資料]

○ 不登校の状況(令和2年度:国公立小・中学校)	12
○ 令和元年10月25日付け 元文科初第698号「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」のポイント	15
○ 「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」	16
○ * (別記1) 義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて	22
○ * (別記2) 不登校児童生徒が自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて	24
○ * (別紙) 指導要録上の出席扱いに係る積極的な対応の留意点	26
○ * (別添3) 民間施設についてのガイドライン(試案)	28
○ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(概要)	29
○ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針(概要)	30
○ 学習指導要領(不登校児童生徒への支援・指導に係る記載部分)	31
○ 大阪市教育支援センターについて	33

* (別記1)・(別記2)・(別紙)・(別添3)については、令和元年10月25日付け文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」の別添資料

民間施設についてのガイドライン

大阪市教育委員会

このガイドラインは、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のものではなく、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際に、保護者や学校が留意すべき点を示しています。

学校または教育委員会が、民間施設を利用する不登校児童生徒の指導要録上の「出席扱い」について判断する際に、このガイドラインを参考としながら、児童生徒の社会的自立に資する支援が民間施設で行われているかを総合的に判断することが求められます。判断に際しては、民間施設の訪問・見学等を通じて、民間施設について詳細な実情把握に努めることが重要です。

文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年10月25日付け）を受け、次のとおりガイドラインを定めます。

1 実施主体について

実施者（法人、個人は問わない）が、不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識または経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

2 事業運営の在り方と透明性の確保について

- ① 不登校児童生徒が自らの進路を主体的に考えられるよう、社会的に自立するための相談・指導を明確な目的とし、その目的に沿った取組が行われていること。
- ② 著しく営利本位ではなく、入会金、授業料（月額・年額等）等の費用が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

3 相談・指導の在り方について

- ① 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談・指導が行われていること。
- ② 情緒的混乱、情緒障がい及び非行等の態様の不登校等、相談・指導の対象となる児童生徒が当該施設の支援体制に応じて明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行う等して、当該児童生徒の状況の把握が適切に行われていること。
- ③ 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ児童生徒の状況に応じた適切な内容の相談・指導が行われていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。

- ④ 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- ⑤ 体罰・暴力行為等の人権侵害行為が行われていないこと。

4 相談・指導スタッフについて

- ① 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- ② 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあっては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。
- ③ 宿泊による活動を行う施設にあっては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

5 施設・設備について

- ① 各施設にあっては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。
- ② 特に、宿泊による指導を行う施設にあっては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

6 学校・教育委員会と施設との関係について

児童生徒のプライバシーにも配慮のうえ、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

7 家庭との関係について

- ① 施設での支援経過を保護者に定期的に連絡する等、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ② 特に、宿泊による指導を行う施設にあっては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者に対し面会や退所の自由が確保されていること。

不登校児童生徒が学校外の場所で相談・指導を受けた場合の 指導要録上の「出席扱い」について

義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、次の要件を満たすとともに、当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立をめざすものであり、かつ、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は、指導要録上「出席扱い」とすること及びその成果を評価に反映することができる。

「出席扱い」にかかる要件

- ① 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ② 当該施設の実情が「民間施設についてのガイドライン」(P4-5)に沿っているかについて、校長が確認していること。(校長は必要に応じて教育委員会(教育支援センター)と連携すること。)
- ③ 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。
- ④ 当該施設における学習の計画や内容が児童生徒の在籍校が定める教育課程に照らし適切であると、校長が確認していること。(校長は必要に応じて教育委員会(教育支援センター)と連携すること。)

留意事項

当該施設において、児童生徒の在籍校の定める教育課程に沿った学習が適切に行われている場合は、当該学習の評価を適切に行い、指導要録に記入する、また評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝え、自立への支援につなげることが重要であること。なお、評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるものではないが、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述する等、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努める必要があること。

「出席扱い」とする際の指導要録への記載

指導要録の様式2、「出欠の記録」の備考欄に出席日数の内数として「出席扱い」とした日数、及び児童生徒が通所または入所した施設名を記載すること。

【記載例】

教育支援センターと民間のフリースクール等での相談・指導について「出席扱い」を認める場合
出席扱い:20日 施設名:教育支援センター花園(12日)・△□スクール(8日)

※SKIP ポータルによる出欠情報の入力については、「児童生徒」>「出席簿」>「閲覧・編集」から当該児童生徒の在籍学級の「一覧編集」ボタンをクリックし、当該児童生徒の入力欄、画面右にある「その他」のプルダウンより、「出席認定(教育委員会・教育センターなど教育委員会所管の機関)」を選択すること。

(当該施設への通所に係る事実確認後に処理すること)

不登校児童生徒が自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合の 指導要録上の「出席扱い」について

義務教育段階の不登校児童生徒が自宅において教育委員会、学校、学校外の公的機関または民間事業者が提供する ICT 等を活用した学習活動を行うとき、次の要件を満たすとともに、その学習活動が、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、当該児童生徒の自立を支援する上で、校長が有効・適切であると判断する場合、校長は、指導要録上「出席扱い」とすること及びその成果を評価に反映することができる。

「出席扱い」にかかる要件

- ① 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ② ICT 等を活用した学習活動とは、ICT（コンピュータやインターネット、遠隔教育システム等）や郵送、FAX 等を活用して提供される学習活動であること。
- ③ 教職員の訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とすること。対面指導は、当該児童生徒に対する学習支援や将来の自立に向けた支援等が定期的かつ継続的に行われるものであること。
- ④ 学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。なお、学習活動を提供するのが民間事業者である場合には、「民間施設に関するガイドライン」（P4-5）に沿っているかについて、校長が確認していること。（「学習活動を提供する」とは、教材等の作成者ではなく、当該児童生徒に対し学習活動を行わせる主体者をさす。校長は必要に応じて教育委員会（教育支援センター）と連携すること。）
- ⑤ 校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、例えば、対面指導に当たっている者から定期的な報告を受けたり、学級担任等の教職員や保護者等を含めた連絡会を実施したりする等して、その状況を十分に把握すること。
- ⑥ ICT 等を活用した学習活動を「出席扱い」とするのは、基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。なお、上記③のとおり、対面指導が適切に行われていることを前提とすること。

留意事項

- ① この取扱いは、これまで行ってきた不登校児童生徒に対する取組も含め、家庭にひきこもりがちな義務教育段階の不登校児童生徒に対する支援の充実を図り、社会的な自立をめざすものであることから、ICT 等を活用した学習活動を「出席扱い」とすることにより不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないよう留意すること。
- ② 家庭にひきこもりがちな期間が長期化しないよう、個々の児童生徒の状況を踏まえつつ、教育支援センター等、学校外の公的機関や民間施設等での相談・指導を受けることができるように段階的な調整に努めること。
- ③ ICT を活用する場合には、個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセス防止等、当該児童生徒に対して必要な事前の指導を行うとともに、その活用状況についての把握を行うこと。その際、ICT の活用について保護者にも十分な説明を行うとともに、活用状況の把握について必要な協力を求めること。

- ④ 教職員や不登校児童生徒の教育に関する専門家以外の者が対面指導を行う場合には、教育委員会や学校等が適切な事前の指導や研修、訪問活動中の援助を行う等、訪問する者の資質向上等に努めること。
- ⑤ 「出席扱い」の日数換算については、例えば、対面指導の日数や学習活動の時間等を基準とした規程等を作成して判断すること等が考えられること。
- ⑥ 学習活動の成果を通知表その他の方法により児童生徒や保護者等に伝えることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援するうえで意義が大きい。学校が把握した当該学習の計画や内容が、児童生徒の在籍校の教育課程に照らし適切と判断される場合、校長は学習活動の成果を評価に反映することができる。
- ⑦ ICT 等を活用した学習活動の成果を評価に反映する場合の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるものではないが、児童生徒の学習状況を文章記述する等、次年度以降の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載がなされるようにすること。

「出席扱い」とする際の指導要録への記載

指導要録の様式2、「出欠の記録」の備考欄に出席日数の内数として「出席扱い」とした日数、及び児童生徒が自宅において ICT 等を活用した学習活動について、活動または教材名を記載すること。

【記載例1】

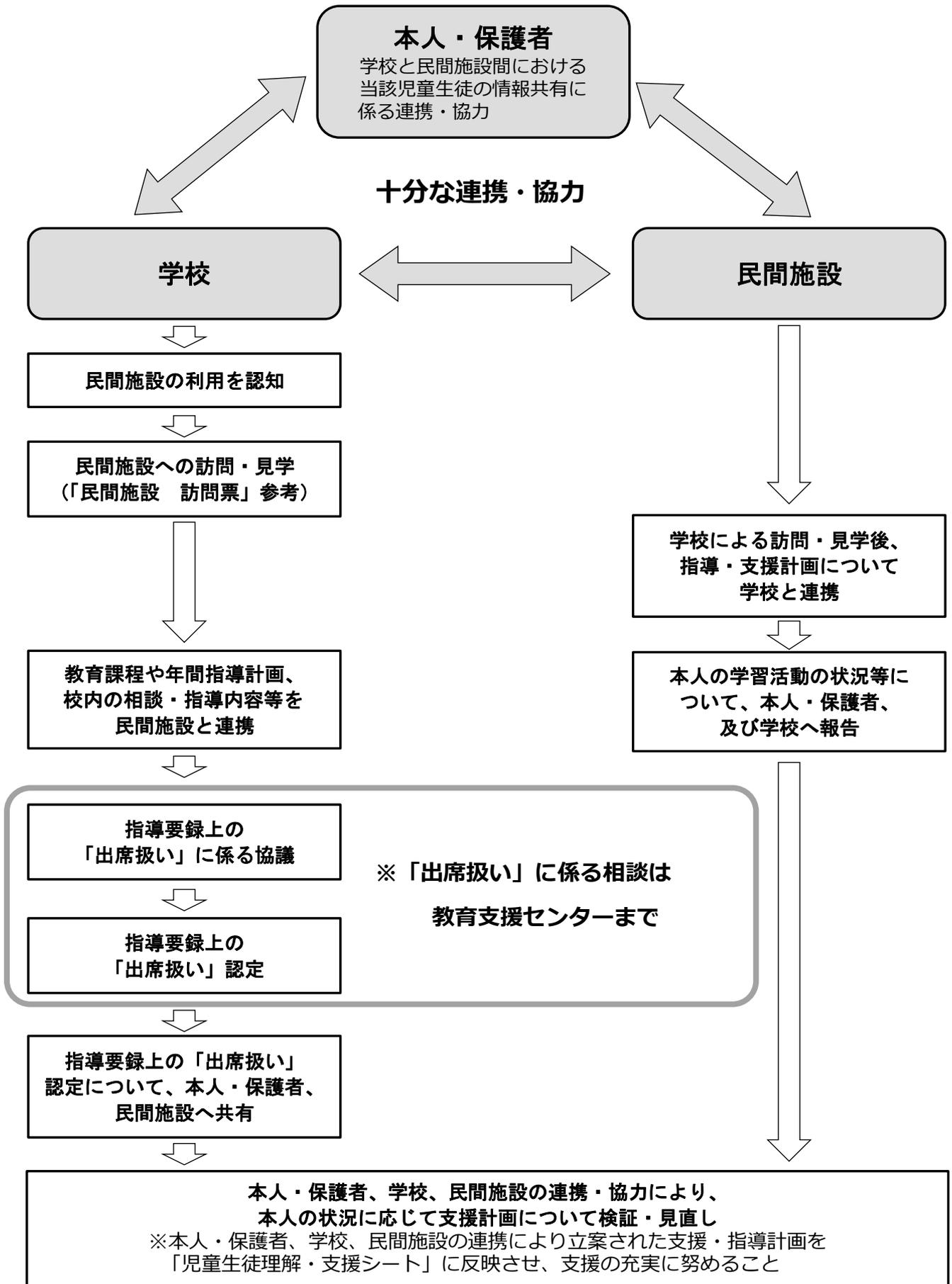
デジタルドリルによる学習活動について「出席扱い」を認める場合
出席扱い：5日 自宅においてICT等を活用した学習活動:AIドリル△□
 ※ 複数の教材を使用した場合は、使用した教材名をすべて記載すること。

【記載例2】

教育支援センターでの相談・指導、及び自宅において ICT 等を活用した学習活動について「出席扱い」を認める場合
出席扱い:20日 施設名：教育支援センター花園(15日)
自宅においてICT等を活用した学習活動：AIドリル△□(5日)

※SKIP ポータルによる出欠情報の入力については、「児童生徒」>「出席簿」>「閲覧・編集」から当該児童生徒の在籍学級の「一覧編集」ボタンをクリックし、当該児童生徒の入力欄、画面右にある「その他」のプルダウンより、「出席認定」を選択すること。
 (ICT 等を活用した学習活動に係る事実確認後に処理すること)

指導要録上「出席扱い」と判断するための望ましい流れ



【参考様式（例）】民間施設 訪問票

学校が民間施設を訪問する際の訪問票（例）です。

民間施設の概要は、各民間施設のホームページやパンフレット等によって確認することができますが、その情報が正しいものかを判断するには、実際に民間施設を訪問し、聞き取り等により確認することが重要です。

訪問票については、校内における指導要録上の「出席扱い」に係る協議の資料、及び教育委員会（教育支援センター）への相談資料とする等の活用が可能です。

訪問票については、連携しようとする民間施設が、個々の児童生徒の状況に応じた相談・指導が行われているかを中心に記録することが重要です。

各校の実情に応じて、本様式（例）を参考に、次のような確認項目を追加する等して有効に活用してください。

- 当該児童生徒について
- 訪問日（訪問者名・回数・訪問時の聞き取り内容等）
- 「出席扱い」とした日（「出席扱い」とした日の活動内容等）
- 実施主体について等、施設に係る情報 等

※「児童生徒理解・支援シート」も活用し、当該児童生徒への支援充実に努めてください。

(参考様式)			
令和 年 月 日			
民間施設(フリースクール等)に関する施設訪問票			
学年	組	番号	児童生徒名
訪問日		令和 年 月 日	
訪問者名(職名)			
認定開始日		令和 年 月 日	
施設名			
所在地			
電話番号		FAX番号	
代表者名		担当者名	
当該施設の大阪市塾代助成事業への参画の有無...			
入会金	円	年間費用	円
月用	円	塾代助成の活用の有無(当該児童生徒)	
その他費用	円		
通所の経路・方法		通学定期券利用の有無	
1 実施主体について			
実施者(法人・個人は問わない)が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有している。			
2 事業運営の在り方と透明性の確保について			
不登校児童生徒が自らの進路を主体的に考え、社会的に自立するための支援を明確な目的とし、その目的に沿った取組が行われている。			
著しく営利本位ではなく、入会金、授業料(月額・年額等)等の費用が明記され、保護者等に情報提供がなされている。			
3 相談・支援の在り方について			
児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われている。			
情緒的混乱、情緒障がい及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされている。			
受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒の状況の把握が適切に行われている。			
我が国の義務教育制度を前提とした指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されている。			
児童生徒の学習支援や進路の状況等について、保護者等に情報提供がなされている。			
体罰・暴力行為等の人権侵害行為が行われていない。			
児童生徒の状況に応じた適切な内容の支援が行われている。			
4 相談・指導スタッフについて			
相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熟意を有している。			
専門的なカウンセリング等を行う際は、心理学や精神医学等の専門的な知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっている。			
宿泊による指導を行う施設にあっては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。			
5 施設、設備について			
各施設にあっては、学習、心理療法、及び面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有している。			
宿泊による指導を行う施設にあっては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有している。			
6 学校と施設との関係について			
児童生徒のプライバシーにも配慮のうえ、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれている。			
7 家庭との連携について			
施設での指導経過を保護者に定期的に連絡する等、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれている。			
宿泊による指導を行う施設にあっては、たとえ当該施設の指導方針が異なるものであっても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されている。			

「通所カード」の携帯について

民間施設等の利用に際して、学校の課業時間内に通所することに不安を感じる児童生徒もいます。

そのような場合、児童生徒が安心して通所できるよう、在籍校長が通所を認めていることを示すカード等を、通所時に児童生徒に携帯させる等の対応が考えられます。

※ 「通所カード」の例

「通所カード」

大阪市立〇〇(小中)学校
〇年〇組 名前 〇〇〇〇

本(児童生徒)は「〇〇〇〇」への通所を認めています。
〇〇(小中)学校長 〇〇〇〇
お問合せ：06-〇〇〇〇-〇〇〇〇

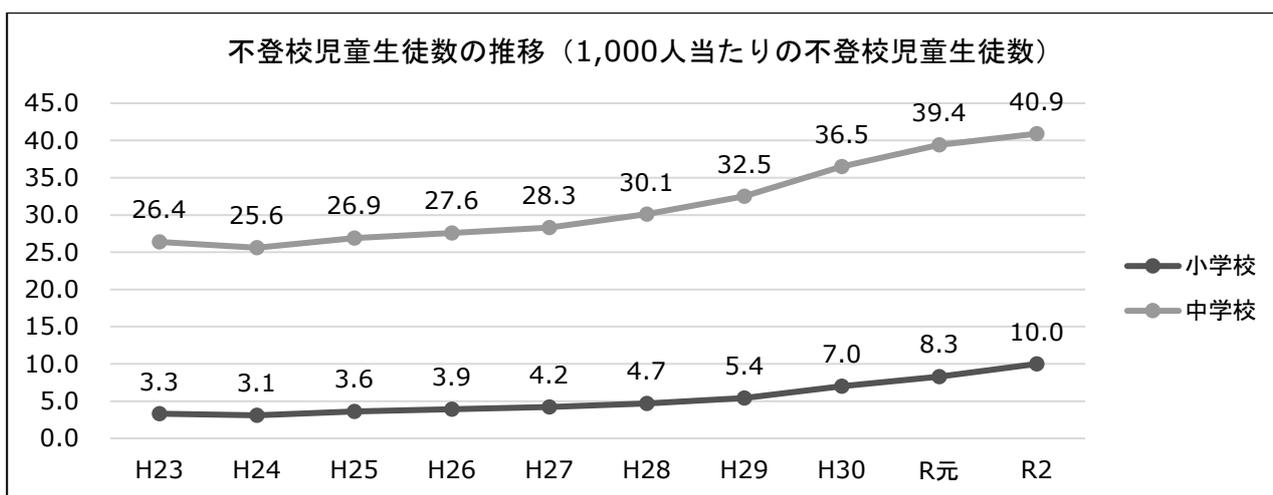
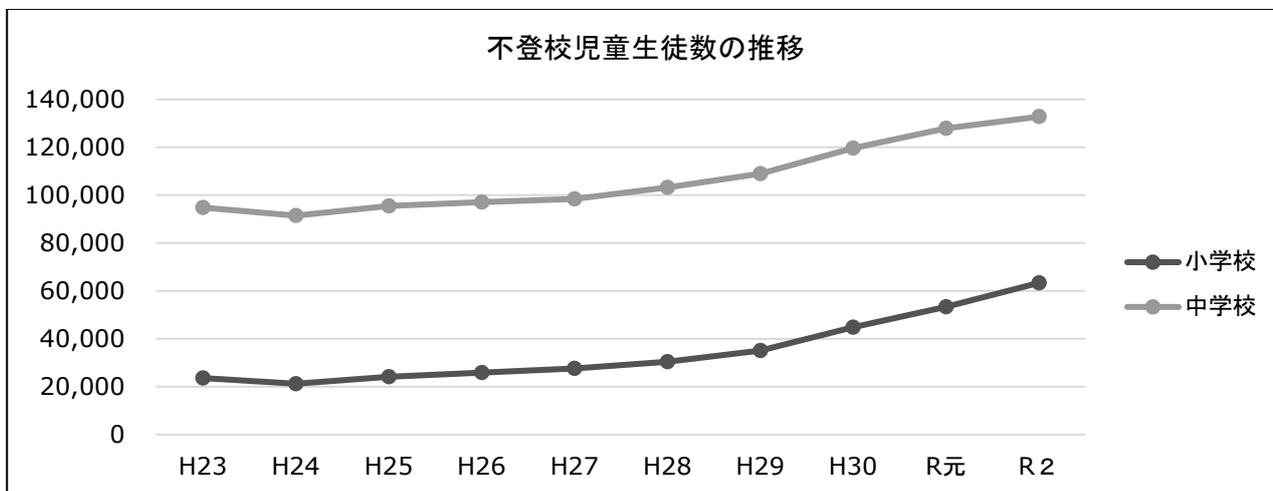
参考資料

○ 不登校の状況（令和２年度：国公立小・中学校）	12
○ 令和元年 10 月 25 日付け 元文科初第 698 号「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」のポイント	15
○ 「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」	16
○ （別記 1）義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて	22
○ （別記 2）不登校児童生徒が自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて	24
○ （別紙）指導要録上の出席扱いに係る積極的な対応の留意点	26
○ （別添 3）民間施設についてのガイドライン（試案）	28
○ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（概要）	29
○ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（概要）	30
○ 学習指導要領（不登校児童生徒への支援・指導に係る記載部分）	31
○ 大阪市教育支援センターについて	33

不登校の状況（令和2年度：国公立小・中学校）

小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は196,127人（前年度181,272人）であり、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は20.5人（前年度18.8人）。不登校児童生徒数は8年連続で増加し、過去最多となっている。

■不登校児童生徒数の推移



■不登校児童生徒数（上段）と1,000人当たりの不登校児童生徒数（下段）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
小学校	22,622	21,243	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350
	3.3	3.1	3.6	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0
中学校	94,836	91,446	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777
	26.4	25.6	26.9	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9
計	117,458	112,689	119,617	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127
	11.2	10.9	11.7	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8	20.5

（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和2年度）

■不登校児童生徒の不登校の状況

区分	欠席日数 30～89日の者		欠席日数90日以上で 出席日数が 11日以上の方		欠席日数90日以上で 出席日数が 1～10日の者		欠席日数90日以上で 出席日数0日の者		不登校 児童生徒数
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
小学校	35,614	56.2%	22,096	34.9%	3,545	5.6%	2,095	3.3%	63,350
中学校	52,742	39.7%	60,107	45.3%	13,762	10.4%	6,166	4.6%	132,777

※ パーセンテージは、各区分における不登校児童生徒数に対する割合。

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(令和2年度)

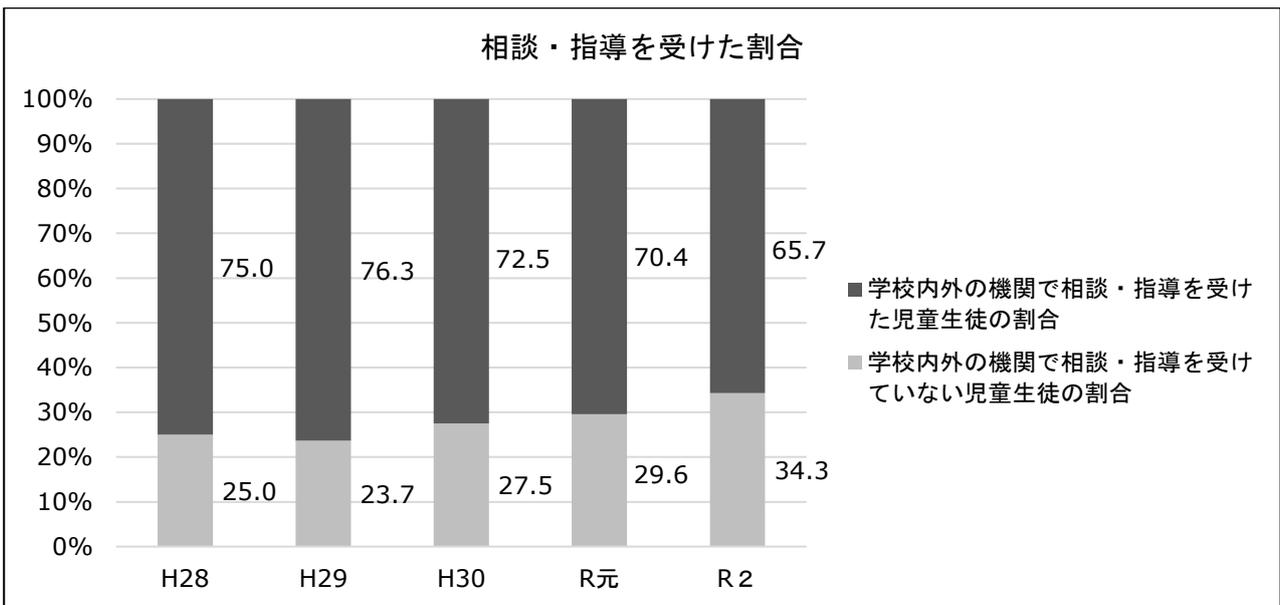
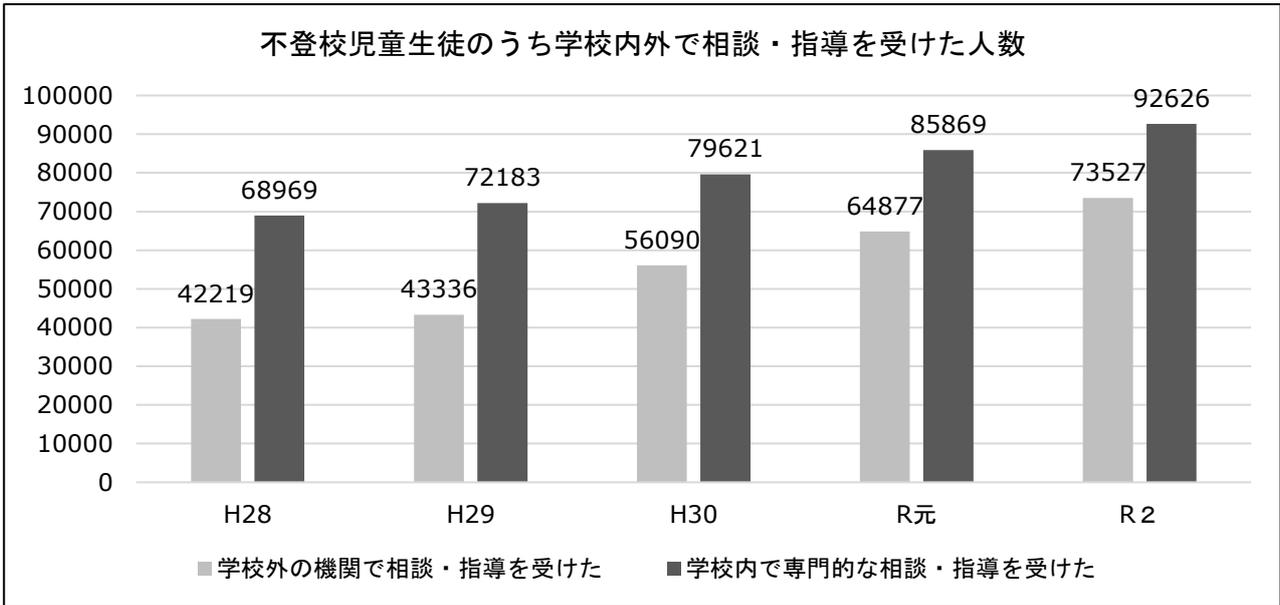
■不登校の要因(主たるもの)

		小学校		中学校		合計	
不登校児童生徒数		63,350		132,777		196,127	
学校に 係る状況	いじめ	171	0.3%	228	0.2%	399	0.2%
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	4,259	6.7%	16,571	12.5%	20,830	10.6%
	教職員との関係をめぐる問題	1,187	1.9%	1,226	0.9%	2,413	1.2%
	学業の不振	2,049	3.2%	8,626	6.5%	10,675	5.4%
	進路に係る不安	153	0.2%	1,428	1.1%	1,581	0.8%
	クラブ活動、部活動への不適應	11	0.0%	772	0.6%	783	0.4%
	学校のきまり等をめぐる問題	453	0.7%	1,061	0.8%	1,514	0.8%
	入学、転編入学、進級時の不適應	1,121	1.8%	5,412	4.1%	6,533	3.3%
家庭に 係る状況	家庭の生活環境の急激な変化	2,408	3.8%	3,259	2.5%	5,667	2.9%
	親子の関わり方	9,227	14.6%	8,168	6.2%	17,395	8.9%
	家庭内の不和	1,027	1.6%	2,456	1.8%	3,483	1.8%
本人に 係る状況	生活リズムの乱れ、あそび、非行	8,863	14.0%	14,576	11.0%	23,439	12.0%
	無気力、不安	29,331	46.3%	62,555	47.1%	91,886	46.9%
左記に該当なし		3,090	4.9%	6,439	4.8%	9,529	4.9%

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(令和2年度)

■不登校児童生徒が学校内外で相談・指導を受けた状況

学校内外の機関等で相談・指導等を受けた不登校児童生徒は約12万9千人（前年度約12万8千人）で、不登校児童生徒に占める割合は65.7%（前年度70.4%）である。



（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和2年度）

【概要】

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

- 不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。
- 不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、不登校のきっかけや継続理由に応じて、適切な支援や働き掛けを行う必要があること。

2 学校等の取組の充実

- 不登校が生じないような魅力あるよりよい学校づくりをめざすほか、児童生徒の学習状況等にに応じた指導・配慮を実施すること。
- 校長のリーダーシップの下、教員だけでなくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携協力し、組織的な支援体制を整えること。
- 個々の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクール等の民間施設、ICTを活用した学習支援など多様な教育機会を確保すること。

3 教育委員会の取組の充実

- 研修等の体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解などを身に付けさせ、教員の資質向上を図ること。
- 教育支援センターの整備充実を進めるとともに、教育支援センターを中核とした不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備すること。
- 訪問型支援など保護者への支援の充実を図るほか、日頃から民間施設とも積極的に情報交換や連携に努めること。

学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて
学校外の施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立をめざすものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

- 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- 民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは、「民間施設についてのガイドライン」を参考に、校長が教育委員会と連携して判断すること
- 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受けること
- 学習成果を評価に反映する場合には、当該施設における学習内容等が学校の教育課程に照らし適切であると判断できること

自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

義務教育段階の不登校児童生徒が自宅において ICT 等を活用した学習活動を行うとき、その学習活動が、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

- 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ICT や郵送、FAX などを活用して提供される学習活動であること
- 訪問等による対面指導が適切に行われること
- 当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的なプログラムであること
- 校長は、対面指導や学習活動の状況等を十分把握すること
- 学習成果を評価に反映する場合には、学習内容等が学校の教育課程に照らし適切であると判断できること

「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」

元文科初第 698 号
令和元年 10 月 25 日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各指定都市教育委員会教育長 殿
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長 殿

不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）

不登校児童生徒への支援につきましては、関係者において様々な努力がなされ、児童生徒の社会的自立に向けた支援が行われてきたところですが、不登校児童生徒数は依然として高水準で推移しており、生徒指導上の喫緊の課題となっております。

こうした中、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下「法」という。）が平成 28 年 12 月 14 日に公布され、平成 29 年 2 月 14 日に施行されました（ただし、法第 4 章は公布の日から施行。）

これを受け、文部科学省におきましては、法第 7 条に基づき、平成 29 年 3 月 31 日、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本方針」という。）を策定したところであります。

さらに、法の附則に基づき、平成 30 年 12 月から「不登校に関する調査研究協力者会議」及び「フリースクール等に関する検討会議」において法の施行状況について検討を行い、令和元年 6 月 21 日に議論をとりまとめました。

本通知は、今回の議論のとりまとめの過程等において、過去の不登校施策に関する通知における不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る記述について、法や基本指針の趣旨との関係性について誤解を生じるおそれがあるとの指摘があったことから、当該記述を含め、これまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめたものです。文部科学省としては、今回の議論のとりまとめを踏まえ、今後更に施策の充実に取り組むこととしておりますが、貴職におかれましても、教職員研修等を通じ、全ての教職員が法や基本指針の理解を深め、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を行うことができるよう努めるとともに、下記により不登校児童生徒に対する教育機会の確保等に関する施策の推進を図っていただくようお願いします。

また、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人の長にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

なお、「登校拒否問題への対応について」（平成 4 年 9 月 24 日付け文化省初等中等教育局長通知）、「不登校への対応の在り方について」（平成 15 年 5 月 16 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）、「不登校児童生徒が自宅において I T 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の扱い等について」（平成 17 年 7 月 6 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）及び「不登校児童生徒への支援の在り方について」（平成 28 年 9 月 14 日付け文武科学省初等中等教育局長通知）については本通知をもって廃止とします。

記

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

（1）支援の視点

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒

によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

(2) 学校教育の意義・役割

特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が必要であること。また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。

また、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級（以下、「夜間中学」という。）での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。

その際、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きいこと。

(3) 不登校の理由に応じた働き掛けや関わりの重要性

不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働き掛けを行う必要があること。

(4) 家庭への支援

家庭教育は全ての教育の出発点であり、不登校児童生徒の保護者の個々の状況に応じた働き掛けを行うことが重要であること。また、不登校の要因・背景によっては、福祉や医療関係等と連携し、家庭の状況を正確に把握した上で適切な支援や働き掛けを行う必要があるため、家庭と学校、関係機関の連携を図ることが不可欠であること。その際、保護者と課題意識を共有して一緒に取り組むという信頼関係をつくることや、訪問型支援による保護者への支援等、保護者が気軽に相談できる体制を整えることが重要であること。

2 学校等の取組の充実

(1) 「児童生徒理解・支援シート」を活用した組織的・計画的支援

不登校児童生徒への効果的な支援については、学校及び教育支援センターなどの関係機関を中心として組織的・計画的に実施することが重要であり、また、個々の児童生徒ごとに不登校になったきっかけや継続理由を的確に把握し、その児童生徒に合った支援策を策定することが重要であること。その際、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校関係者が中心となり、児童生徒や保護者と話し合うなどして、「児童生徒理解・支援シート（参考様式）」（別添1）（以下「シート」という。）を作成することが望ましいこと。これらの情報は関係者間で共有されて初めて支援の効果が期待できるものであり、必要に応じて、教育支援センター、医療機関、児童相談所等、関係者間での情報共有、小・中・高等学校間、転校先等との引継ぎが有効であるとともに、支援の進捗状況に応じて、定期的にシートの内容を見直すことが必要であること。また、校務効率化の観点からシートを作成に係る業務を効率化するとともに、引継ぎに当たって個人情報の取扱いに十分留意することが重要であること。

なお、シートを作成及び活用にあたっては、「児童生徒理解・支援シートの作成と活用について」（別添2）を参照すること。

(2) 不登校が生じないような学校づくり

① 魅力あるよりよい学校づくり

児童生徒が不登校になってからの事後的な取組に先立ち、児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりが必要であること。

- ② いじめ、暴力行為等問題行動を許さない学校づくり
いじめや暴力行為を許さない学校づくり、問題行動へのき然とした対応が大切であること。また教職員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導は許されず、教職員の不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合は、懲戒処分も含めた厳正な対応が必要であること。
- ③ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施
学業のつまづきから学校へ通うことが苦痛になる等、学業の不振が不登校のきっかけの一つとなっていることから、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ることが望まれること。
- ④ 保護者・地域住民等の連携・協働体制の構築
社会総掛かりで児童生徒を育てていくため、学校、家庭及び地域等との連携・協働体制を構築することが重要であること。
- ⑤ 将来の社会的自立に向けた生活習慣づくり
児童生徒が将来の社会的自立に向けて、主体的に生活をコントロールする力を身に付けることができるよう、学校や地域における取組を推進することが重要であること。

(3) 不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実

- ① 不登校に対する学校の基本姿勢
校長のリーダーシップの下、教員だけでなく、様々な専門スタッフと連携協力し、組織的な支援体制を整えることが必要であること。また、不登校児童生徒に対する適切な対応のために、各学校において中心的かつコーディネーター的な役割を果たす教員を明確に位置付けることが必要であること。
- ② 早期支援の重要性
不登校児童生徒の支援においては、予兆への対応を含めた初期段階からの組織的・計画的な支援が必要であること。
- ③ 効果的な支援に不可欠なアセスメント
不登校の要因や背景を的確に把握するため、学級担任の視点のみならず、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等によるアセスメント（見立て）が有効であること。また、アセスメントにより策定された支援計画を実施するに当たっては、学校、保護者及び関係機関等で支援計画を共有し、組織的・計画的な支援を行うことが重要であること。
- ④ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携協力
学校においては、相談支援体制の両輪である、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを効果的に活用し、学校全体の教育力の向上を図ることが重要であること。
- ⑤ 家庭訪問を通じた児童生徒への積極的支援や家庭への適切な働き掛け
学校は、プライバシーに配慮しつつ、定期的に家庭訪問を実施して、児童生徒の理解に努める必要があること。また、家庭訪問を行う際は、常にその意図・目的、方法及び成果を検証し適切な家庭訪問を行う必要があること。
なお、家庭訪問や電話連絡を繰り返しても児童生徒の安否が確認できない等の場合は、直ちに市町村又は児童相談所への通告を行うほか、警察等に情報共有を行うなど、適切な対応が必要であること。
- ⑥ 不登校児童生徒の学習状況の把握と学習の評価の工夫
不登校児童生徒が教育支援センターや民間施設等の学校外の施設において指導を受けている場合には、当該児童生徒が在籍する学校がその学習の状況等について把握することは、学習支援や進路指導を行う上で重要であること。学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。
- ⑦ 不登校児童生徒の登校に当たっての受入体制
不登校児童生徒が登校してきた場合は、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮するとともに、保健室、相談室及び学校図書館等を活用しつつ、徐々に学校生活への適応を図っていけるような指導上の工夫が重要であること。

⑧ 児童生徒の立場に立った柔軟な学級替えや転校等の対応

いじめが原因で不登校となっている場合等には、いじめを絶対に許さないき然とした対応をとることがまずもって大切であること。また、いじめられている児童生徒の緊急避難としての欠席が弾力的に認められてもよく、そのような場合には、その後の学習に支障がないよう配慮が求められること。そのほか、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、柔軟に学級替えや転校の措置を活用することが考えられること。

また、教員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合は、不適切な言動や指導をめぐる問題の解決に真剣に取り組むとともに、保護者等の意向を踏まえ、十分な教育的配慮の上で学級替えを柔軟に認めるとともに、転校の相談に応じることが望まれること。

保護者等から学習の遅れに対する不安により、進級時の補充指導や進級や卒業の留保に関する要望がある場合には、補充学習等の実施に関して柔軟に対応するとともに、校長の責任において進級や卒業を留保するなどの措置をとるなど、適切に対応する必要があること。また、欠席日数が長期にわたる不登校児童生徒の進級や卒業に当たっては、あらかじめ保護者等の意向を確認するなどの配慮が重要であること。

(4) 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保

不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があること。また、夜間中学において、本人の希望を尊重した上での受入れも可能であること。

義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において、指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出席扱いについては、別記1によるものとし、高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において、指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出席扱いについては、「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」（平成21年3月12日付け文部科学省初等中等教育局長通知）によるものとする。また、義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席扱いについては、別記2によるものとする。その際、不登校児童生徒の懸命の努力を学校として適切に判断すること。

なお、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際には、「民間施設についてのガイドライン（試案）」（別添3）を参考として、判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。

また、体験活動においては、児童生徒の積極的な態度の醸成や自己肯定感の向上等が期待されることから、青少年教育施設等の体験活動プログラムを積極的に活用することが有効であること。

(5) 中学校等卒業後の支援

① 高等学校入学者選抜等の改善

高等学校入学者選抜について多様化が進む中、高等学校で学ぶ意欲や能力を有する不登校生徒について、これを適切に評価することが望まれること。

また、国の実施する中学校卒業程度認定試験の活用について、やむを得ない事情により不登校となっている生徒が在学中に受験できるよう、不登校生徒や保護者に対して適切な情報提供を行うことが重要であること。

② 高等学校等における長期欠席・中途退学への取組の充実

就労支援や教育的ニーズを踏まえた特色ある高等学校づくり等も含め、様々な取組や工夫が行われることが重要であること。

③ 中学校等卒業後の就学・就労や「ひきこもり」への支援

中学校時に不登校であり、中学校卒業後に進学も就労もしていない者、高等学校へ進学したものの学校に通えない者、中途退学した者等に対しては、多様な進学や職業訓練等の機会等について相談できる窓口や社会的自立を支援するための受皿が必要であること。また、関係行政機関等が連携したり、情報提供を行うなど、社会とのつながりを絶やさないための適切な対応が必要であること。

④ 改めて中学校等で学び直すことを希望する者への支援

不登校等によって実質的に義務教育を十分に受けられないまま中学校等を卒業した者のうち、改めて中学校等で学び直すことを希望する者については、「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について」（平成27年7月30日付け文部科学省初等中

等教育局初等中等教育企画課長通知)に基づき、一定の要件の下、夜間中学での受入れを可能とすることが適当であることから、夜間中学が設置されている地域においては、卒業時に夜間中学の意義や入学要件等について生徒及び保護者に説明しておくことが考えられること。

3 教育委員会の取組の充実

(1) 不登校や長期欠席の早期把握と取組

教育委員会においては、学校等の不登校への取組に関する意識を更に高めるとともに、学校が家庭や関係機関等と効果的に連携を図り、不登校児童生徒に対する早期の支援を図るための体制の確立を支援することが重要であること。

(2) 学校等の取組を支援するための教育条件等の整備等

① 教員の資質向上

教育委員会における教員の採用・研修を通じた資質向上のための取組は不登校への適切な対応に資する重要な取組であり、初任者研修を始めとする教職経験に応じた研修、生徒指導・教育相談といった専門的な研修、管理職や生徒指導主事を対象とする研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解、児童生徒に対する理解、関連する分野の基礎的な知識などを身に付けさせていくことが必要であること。また、指導的な教員を対象にカウンセリングなどの専門的な能力の育成を図るとともに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の専門性と連動した学校教育への更なる理解を図るといった観点からの研修も重要であること。

② きめ細やかな指導のための適切な人的措置

不登校が生じないための魅力ある学校づくり、「心の居場所」としての学校づくりを進めるためには、児童生徒一人一人に対してきめ細やかな指導が可能となるよう、適切な教員配置を行うことが必要であること。また、異校種間の人事交流や兼務などを進めていくことも重要であること。

不登校児童生徒が多く在籍する学校については、教員の加配等、効果的かつ計画的な人的配置に努める必要があること。そのためにも日頃より各学校の実情を把握し、また加配等の措置をした後も、この措置が効果的に活用されているか等の検証を十分に行うこと。

③ 保健室、相談室や学校図書館等の整備

養護教諭の果たす役割の大きさに鑑み、養護教諭の複数配置や研修機会の充実、保健室、相談室及び学校図書館等の環境整備、情報通信機器の整備等が重要であること。

④ 転校のための柔軟な措置

いじめや教員による不適切な言動や指導等が不登校の原因となっている場合には、市区町村教育委員会においては児童生徒又は保護者等が希望する場合、学校と連携した適切な教育的配慮の下に、就学すべき学校の指定変更や区域外就学を認めるなどといった対応も重要であること。また、他の児童生徒を不登校に至らせるような深刻ないじめや暴力行為があった場合は、必要に応じて出席停止措置を講じるなど、き然とした対応の必要があること。

⑤ 義務教育学校設置等による学校段階間の接続の改善

義務教育学校等において9年間を見通した生徒指導の充実等により不登校を生じさせない取組を推進することが重要であること。また、小中一貫教育を通じて蓄積される優れた不登校への取組事例を広く普及させることが必要であること。

⑥ アセスメント実施のための体制づくり

不登校の要因・背景が多様・複雑化していることから、初期の段階での適切なアセスメントを行うことが極めて重要であること。そのためには、児童生徒の状態によって、専門家の協力を得る必要があり、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置・派遣など学校をサポートしていく体制の検討が必要であること。

(3) 教育支援センターの整備充実及び活用

① 教育支援センターを中核とした体制整備

今後、教育支援センターは通所希望者に対する支援だけでなく、これまでに蓄積された知見や技能を生かし、通所を希望しない者への訪問型支援、シートのコンサルテーションの担当など、不登校児童生徒への支援の中核となることが期待されること。

また、不登校児童生徒の無償の学習機会を確保し、不登校児童生徒への支援の中核的な役割を果たしていくため、未設置地域への教育支援センターの設置又はこれに代わる体制整備が望まれること。そのため、都道府県教育委員会は、域内の市区町村教育委員会と緊密な連携を図りつつ、未整備地域を解消して不登校児童生徒や保護者が利用しやすい環境づくりを進め、「教育支援センター整備指針（試案）」（別添４）を参考に、地域の実情に応じた指針を作成し必要な施策を講じていくことが求められること。

市区町村教育委員会においては、主体的に教育支援センターの整備充実を進めていくことが必要であり、教育支援センターの設置促進に当たっては、例えば、自治体が施設を設置し、民間の協力の下に運営する公民協営型の設置等も考えられること。もとより、市区町村教育委員会においても「教育支援センター整備指針」を策定することも考えられること。その際には、教育支援センターの運営が不登校児童生徒及びその保護者等のニーズに沿ったものとなるよう留意すること。

なお、不登校児童生徒への支援の重要性に鑑み、私立学校等の児童生徒の場合でも、在籍校と連携の上、教育支援センターの利用を認めるなど柔軟な運用がなされることが望ましいこと。

② 教育支援センターを中核とした支援ネットワークの整備

教育委員会は、積極的に、福祉・保健・医療・労働部局等とのコーディネーターとしての役割を果たす必要があり、各学校が関係機関と連携しやすい体制を構築する必要があること。また、教育支援センター等が関係機関や民間施設等と連携し、不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備することが必要であること。

（４）訪問型支援など保護者への支援の充実

教育委員会においては、保護者に対し、不登校のみならず子育てや家庭教育についての相談窓口を周知し、不登校への理解や不登校となった児童生徒への支援に関しての情報提供や相談対応を行うなど、保護者に寄り添った支援の充実が求められること。また、プライバシーに配慮しつつも、困難を抱えた家庭に対する訪問型支援を積極的に推進することが重要であること。

（５）民間施設との連携協力のための情報収集・提供等

不登校児童生徒への支援については、民間施設や NPO 法人等においても様々な取組がなされており、学校、教育支援センター等の公的機関は、民間施設等の取組の自主性や成果を踏まえつつ、より積極的な連携を図っていくことが望ましいこと。そのために、教育委員会においては、日頃から積極的に情報交換や連携に努めること。

(別記1) 義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

1 趣 旨

不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、社会的な自立に向け懸命の努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これらの施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。

2 出席扱い等の要件

不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

(1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

(2) 当該施設は、教育委員会等が設置する教育支援センター等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。

ただし、民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。このため、学校及び教育委員会においては、「民間施設についてのガイドライン」(別添3)を参考として、上記判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。

(3) 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。

(4) 学校外の公的機関や民間施設における学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。なお、評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではないが、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述するなど、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるものであること。

3 留意事項

- (1) 義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組がもとより重要であること。すなわち、児童生徒が不登校になってからの事後的な取組に先立ち、児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指すとともに、いじめ、暴力行為、体罰等を許さないなど安心して教育を受けられる学校づくりを推進することが重要であること。
- (2) 不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。その際、保健室、相談室及び学校図書館等を活用しつつ、徐々に学校生活への適応を図っていけるような指導上の工夫が重要であること。また、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、柔軟に学級替えや転校の措置を活用することが考えられること。

4 指導要録の様式等について

上記の取扱いの際の指導要録の様式等については、平成 31 年 3 月 29 日付け 30 文科初第 1845 号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入すること。

(別記2) 不登校児童生徒が自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

1 趣 旨

不登校児童生徒の中には、学校への復帰を望んでいるにもかかわらず、家庭にひきこもりがちであるため、十分な支援が行き届いているとは言えなかったり、不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択の妨げになっていたりする場合がある。このような児童生徒を支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たした上で、自宅において教育委員会、学校、学校外の公的機関又は民間事業者が提供する ICT 等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができることとする。

2 出席扱い等の要件

義務教育段階における不登校児童生徒が自宅において ICT 等を活用した学習活動を行うとき、当該児童生徒が在籍する学校の長は、下記の要件を満たすとともに、その学習活動が、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、当該児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合に、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる。

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) ICT 等を活用した学習活動とは、ICT（コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなど）や郵送、FAX などを活用して提供される学習活動であること。
- (3) 訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とすること。対面指導は、当該児童生徒に対する学習支援や将来の自立に向けた支援などが定期的かつ継続的に行われるものであること。
- (4) 学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。なお、学習活動を提供するのが民間事業者である場合には、「民間施設についてのガイドライン（試案）」（別添 3）を参考として、当該児童生徒にとって適切であるかどうか判断すること。（「学習活動を提供する」とは、教材等の作成者ではなく、当該児童生徒に対し学習活動を行わせる主体者を指す。）
- (5) 校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、例えば、対面指導に当たっている者から定期的な報告を受けたり、学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会を実施したりするなどして、その状況を十分に把握すること。

- (6) ICT等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。なお、上記(3)のとおり、対面指導が適切に行われていることを前提とすること。
- (7) 学習活動の成果を評価に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること。

3 留意事項

- (1) この取扱いは、これまで行ってきた不登校児童生徒に対する取組も含め、家庭にひきこもりがちな義務教育段階の不登校児童生徒に対する支援の充実を図り、社会的な自立を目指すものであることから、ICT等を活用した学習活動を出席扱いとすることにより不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないよう留意すること。
- (2) ICTを活用する場合には、個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセス防止など、当該児童生徒に対して必要な事前の指導を行うとともに、その活用状況についての把握を行うこと。その際、ICTの活用について保護者にも十分な説明を行うとともに活用状況の把握について必要な協力を求めること。
- (3) 教職員や不登校児童生徒の教育に関する専門家以外の者が対面指導を行う場合には、教育委員会や学校等が適切な事前の指導や研修、訪問活動中の援助を行うなど、訪問する者の資質向上等に努めること。
- (4) 出席扱いの日数の換算については、学校や教育委員会が、例えば、対面指導の日数や学習活動の時間などを基準とした規程等を作成して判断することなどが考えられること。
- (5) ICT等を活用した学習活動の成果を評価に反映する場合の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではないが、児童生徒の学習状況を文章記述するなど、次年度以降の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載がなされるようにすること。
また、通知表その他の方法により、児童生徒や保護者等に学習活動の成果を伝えたりすることも考えられること。
- (6) このほか、本制度の活用にあたっては、別紙を参照すること。

4 指導要録の様式等について

上記の取扱いの際の指導要録の様式等については、平成31年3月29日付け文科初第1845号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入すること。

(別紙) 指導要録上の出席扱いに係る積極的な対応の留意点

- 1 ICT等を活用した学習活動とは例えばどのようなものがありますか。
 - 「ICT等を活用した学習活動」には、インターネットのほか、郵送や電子メール、FAXなどを利用して提供されるものも含まれ、例えば次のような例があります。
 - ・民間業者が提供するICT教材を活用した学習
 - ・パソコンで個別学習できるシステムを活用した学習
 - ・教育支援センター作成のICT教材を活用した学習
 - ・学校のプリントや通信教育を活用した学習
 - ・ICT機器を活用し、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習（同時双方向型授業配信やオンデマンド型授業配信）

- 2 在籍校の校長が、出席扱いについて有効・適切であると判断する場合の基準がありますか。
 - 一人一人の児童生徒の状況や学校、地域の実態が違うため、文部科学省から一律の基準を示すことはしていません。しかし、児童生徒の努力を学校として評価し、将来的な社会的自立に向けた進路選択を支援するという趣旨から、学校や教育委員会において一定の基準を作成しておくことは必要であると考えます。

また、既に基準を作成している場合でも、それが古いものであれば、今の時代の状況にあったものになるよう見直すことも検討すべきです。

- 3 当該生徒が指導要録上の出席扱いになることにより、具体的にどんなメリットがありますか。
 - 不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や卒業後の進路選択の妨げになっている場合もあることから、このような児童生徒に対し、学習等に対する意欲やその成果を認め、適切に評価することは、自己肯定感を高め、学校への復帰や社会的自立を支援することにつながります。

- 4 訪問等による対面指導は誰が行えばよいですか。
 - 対面指導を行う者としては、在籍校の教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家のほか、教育支援センターの職員、教育委員会等による事前の指導・研修を受けたボランティアスタッフなども想定されます。

- 5 計画的な学習プログラムとはどのようなものですか。
 - 学年や個々の学習の理解の程度に応じたものであり、在籍校の年間指導計画に準拠した形で月ごとや学期ごとなどある程度長期的な計画になっていることが望ましいと考えています。民間業者が提供する教材を活用する場合などは、あらかじめ決められている学習プログラムを活用してもかまいません。

6 学習活動の評価はどのようにすればよいですか。

- 出席扱いとした場合、必ずその成果を評価に反映しなければならないわけではありませんが、すべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載できない場合でも、たとえば自宅における学習状況を所見欄に文章記述するなど、学習の努力を認め、次年度以降の指導に生かすという観点から適切な記載がのぞまれます。また、民間業者が提供する教材やインターネット上の学習システムを活用する場合は、当該教材の学習履歴や学習時間、確認テストの結果などに基づいて評価を行うことも考えられます。

7 指導要録上の出席扱いと判断しなかった事例がありますか。

- 出席扱いと判断しなかったケースについては、教育委員会への聞き取りから、例えば次のような事例を把握しています。
 - ・学校が、家庭訪問等による対面指導を設定したが、家庭の協力が得られないことから、当該児童の状況や学習状況の様子が十分確認できなかった。
 - ・無料のインターネット学習プログラムを利用していたが、当該プログラムにおける学習のねらいや内容が明確でなかった

8 出席扱いと判断した場合に、留意すべき点がありますか。

- 自宅における ICT 等を活用した学習活動を「出席扱い」とすることにより、不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないよう留意する必要があります。家庭にひきこもりがちな期間が長期化しないよう、個々の児童生徒の状況を踏まえつつ学校外の公的機関や民間施設等での相談・指導を受けることができるように段階的に調整していくことも大切だと考えます。

（別添3）民間施設についてのガイドライン（試案）

このガイドラインは、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のものではなく、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際に、保護者や学校、教育委員会として留意すべき点を目安として示したものである。

民間施設はその性格、規模、活動内容等が様々であり、民間施設を判断する際の指針をすべて一律的に示すことは困難である。したがって、実際の運用に当たっては、このガイドラインに掲げた事項を参考としながら、地域の実態等に応じ、各施設における活動を総合的に判断することが大切である。

1 実施主体について

法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

2 事業運営の在り方と透明性の確保について

- ① 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- ② 著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

3 相談・指導の在り方について

- ① 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- ② 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。
- ③ 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。
- ④ 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- ⑤ 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

4 相談・指導スタッフについて

- ① 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- ② 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあつては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。
- ③ 宿泊による指導を行う施設にあつては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

5 施設、設備について

- ① 各施設にあつては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。
- ② 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

6 学校、教育委員会と施設との関係について

児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

7 家庭との関係について

- ① 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ② 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（概要）

【議員立法 平成 28 年 12 月 14 日公布】

I 総則（第 1 条～第 6 条）

目的 教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進

基本理念

- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

国の責務、地方公共団体の責務、財政上の措置等について規定

II 基本指針（第 7 条）

- 1 文部科学大臣は、基本指針を定め、公表する
- 2 作成又は変更するときは、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるための措置を講ずる

III 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等（第 8 条～第 13 条）

国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める

- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
- 5 学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

IV 夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等（第 14 条・第 15 条）

- 1 地方公共団体は、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等を講ずる
- 2 都道府県及び区域内の市町村は、1 の事務の役割分担等を協議する協議会を組織することができる

V 教育機会の確保等に関するその他の施策（第 16 条～第 20 条）

- 1 実態把握及び学習活動に対する支援の方法に関する調査研究等
- 2 国民の理解の増進
- 3 人材の確保等
- 4 教材の提供その他の学習の支援
- 5 学校生活上の困難を有する児童生徒等からの教育及び福祉をはじめとする各種相談に総合的に対応する体制の整備

（法律全文：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1380960.htm）

（出典）文部科学省「令和 3 年度生徒指導基幹研修」資料

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（概要）

【平成 29 年 3 月 31 日 文部科学省大臣決定】

1. 教育機会の確保等に関する基本的事項

- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等の意義・現状
- 基本指針の位置付け
- 基本的な考え方
 - ・ 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等
 - ◆ 魅力あるより良い学校づくりを目指すこと
 - ◆ 不登校児童生徒の社会的自立を目指すこと
 - ◆ 就学に課題を抱える外国人の子供に対する配慮が必要
 - ◆ 不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること
 - ◆ 不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うこと 等
 - ・ 夜間中学等における就学の機会の提供等
 - 設置の促進や多様な生徒の受入れを推進することが必要
 - ・ 国、地方公共団体、民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下で施策を実施

2. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

- 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり
 - ・ 魅力あるより良い学校づくり
 - ・ いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり
 - ・ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施
- 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進
 - ・ 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進
 - 不登校児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、状況把握及び関係機関等との情報共有などの継続した組織的・計画的な支援の推進 等
 - ・ 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保
 - 不登校特例校・教育支援センターの設置促進、教育委員会・学校と民間団体の連携等による支援の推進、多様で適切な学習活動の重要性及び休養の必要性を踏まえた支援 等
 - ・ 不登校等に関する教育相談体制の充実
 - 教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携した体制構築の促進 等

3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

- 夜間中学等の設置の促進等
 - ・ 設置の促進
 - ニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第 15 条に基づく協議会の設置・活用、広報活動の推進
 - ・ 既設の夜間中学等における教育活動の充実
 - ・ 自主夜間中学に係る取組
- 夜間中学等における多様な生徒の受入れ
義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒など、多様な生徒の受入れを図る

4. その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

- 調査研究等
- 人材の確保等
- 相談体制等の整備
- 国民の理解の増進
- 教材の提供その他の学習支援

（出典）文部科学省「令和 3 年度生徒指導基幹研修」資料

学習指導要領（不登校児童生徒への支援・指導に係る記載部分）

小学校学習指導要領（平成29年3月）抜粋

第1章 総則

第4 児童の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(3) 不登校児童への配慮

ア 不登校児童については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立を目指す観点から、個々の児童の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

イ 相当の期間小学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童を対象として、文部科学大臣が認める特別の教育課程を編成する場合には、児童の実態に配慮した教育課程を編成するとともに、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

※ 中学校学習指導要領にも「不登校生徒への配慮」として同内容の記載がなされている。

小学校学習指導要領解説（平成29年7月）抜粋

第4節 児童の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(3) 不登校児童への配慮

① 個々の児童の実態に応じた支援（第1章第4の2の（3）のア）

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」第3条第2号及び第3号において、「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること」、「不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること」と規定されている。また、同法第7条に基づき教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とした「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本方針」を文部科学省において策定している。

不登校児童については、これらの法令等に基づき適切に支援を行うことが求められる。その際、留意する点については以下のとおりである。

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童にも起こり得ることとして捉える必要がある。また、不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」としてはならない。加えて、不登校児童が悪いという根強い偏見を払拭し、学校・家庭・社会が不登校児童に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつことが、児童の自己肯定感を高めるためにも重要である。

また、不登校児童については、個々の状況に応じた必要な支援を行うことが必要であり、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童や保護者の意思を十分に尊重しつつ、児童が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。

不登校児童への支援の際は、不登校のきっかけや継続理由、学校以外の場において行っている学習活動の状況等について、家庭訪問も含めた継続的な把握が必要である。

さらに、不登校児童の状況によっては休養が必要な場合があることも留意しつつ、学校以外の多様で適切な学習活動の重要性も踏まえ、個々の状況に応じた学習活動等が行われるよう支援することが必要である。例えば、いじめられている児童の緊急避難としての欠席が弾力的に認められてもよく、そのような場合には、その後の学習に支障がないように配慮する必要がある。あわせて、不登校児童の保護者に対し、不登校児童への支援を行う機関や保護者の会などに関する情報提供及び指導要録上の出席扱いや通学定期乗車券の取扱等を周知することも重要である。

加えて、家庭で多くの時間を過ごしている不登校児童に対しては、その状況を見極め、当該児童及び保護者との信頼関係を構築しつつ、必要な情報提供や助言、ICT等を通じた支援、家庭等への訪問による支援を行うことが重要である。

さらに、不登校児童が自らの意思で登校した場合は、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮するとともに、保健室、相談室や学校図書館等も活用しつつ、安心して学校生活を送ることができるような支援を行うことが重要である。

こうした支援を行うためには、学級担任のみならず教育相談担当教師など他の教師がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフ等と連携・分担し学校全体で行うことが必要である。加えて、必要に応じ、福祉、医療及び民間の団体等の関係機関や関係者間と情報共有を行うほか、学校間の引継ぎを行うなどして継続した組織的・計画的な支援を行うことが重要である。その際、学校は、当該児童や保護者と話し合うなどして「児童理解・教育支援シート」等を作成することが望ましい。

※ 中学校学習指導要領解説にも「特別な配慮を要する生徒への指導」として同内容の記載がなされている。

(下線部・太字、及び網掛け箇所：文部科学省「令和3年度生徒指導基幹研修」資料より)

1 設立目的

大阪市立の小中学校及び義務教育学校における不登校児童生徒の学習支援及び教育相談の充実を図り、学校生活への復帰や自立をめざした支援を行う。不登校児童生徒の学習の場を提供するとともに、不登校支援アドバイザーが、支援要請のあった学校に訪問し、連携を図りながら個々の状態に応じた支援を行う。

2 設置場所 市内3か所

- (1) 花園 もと大阪市立弘治小学校跡地を活用する。
〒557-0016 大阪市西成区花園北2丁目16番26号
(もと大阪市立弘治小学校 西館2・3F)
アクセス Osaka Metro 四つ橋線「花園町」③A出口すぐ
- (2) 桃谷 もと大阪市立鶴橋中学校跡地を活用する。
〒544-0033 大阪市生野区勝山北4丁目9番22号(もと大阪市立鶴橋中学校 本館4F)
アクセス JR 桃谷駅より東へ約900m
大阪シティバス 大池中学校前より西へ約400m
大池橋より北西へ約650m
- (3) 新大阪 大阪市立むくのき学園 小中一貫校に併設
〒533-0033 大阪市東淀川区東中島3丁目7番28号
(大阪市立むくのき学園小中一貫校5号館)
アクセス JR 新大阪駅より南東へ約800m
阪急 崇禅寺駅より西へ約350m

児童生徒・保護者が希望する教育支援センターへ通所することができます。

3 体制

- 教育支援センター勤務
 - ・ センター長 1名
 - ・ 不登校支援アドバイザー(教員経験者) 各2名
 - ・ 不登校支援スタッフ(教員経験者) 各3名
 - ・ 不登校支援コーディネーター(カウンセラー:臨床心理士・公認心理師) 各1名
 - ・ 学習支援ボランティア 最大各5名
- 教育委員会事務局指導部勤務
 - ・ 指導部 総括指導主事 1名
 - ・ 指導部 指導主事 1名

4 通所対象

- 大阪市立小中学校及び義務教育学校に在籍している児童生徒
- 心理的な理由により、不登校となっている児童生徒
- 学習意欲がある児童生徒(自学自習ができる児童生徒)
- 一人で通所できる児童生徒

5 入所について

- 学校として（「不登校対策委員会」等）入所が適当と判断した場合、学校が児童生徒・保護者へ紹介します。
- 学校は、児童生徒・保護者とよく相談したうえで、希望する「教育支援センター（以下「センター」）へ、校長が見学・面談の申し込みをします。
- 児童生徒・保護者及び学校関係者はセンターを見学し、センタースタッフと面談を実施します。
- 面談後、入所が適当であると判断された場合、在籍校の校長が「センター通所登録願」を提出します。
- ※ 登録終了後、児童生徒・保護者と不登校支援コーディネーター（カウンセラー）との面談を行います。

6 通所期間

原則として、授業日の月曜日から金曜日とします。

7 指導・支援時間

原則として、10：00～15：00です。

（児童生徒の状況に応じて、左記の時間内で指導・支援します）

※ センターに通所する時間、退所する時間は、児童生徒が自分で決めて参加できます。

8 指導・支援内容

- 自学自習において不登校支援アドバイザー・スタッフ（学校教員の経験を有する者）や学習支援ボランティア（教員をめざす学生）が必要に応じて学習支援を行います。
- ICT 端末の活用による学習支援を行います。
- 在籍校の学習進度や行事等の教育活動との連携を図ります。
- 必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの面談（児童生徒・保護者）を行うことができます。
- キャリア教育（体験的な活動）を実施します。
- 在籍校と連携し進路指導を行います。

9 その他

- 通所した日については、校長は指導要録上の「出席扱い」とすることができます。
- 通所途中またはセンター内での事故については、独立行政法人・日本スポーツ振興センターの救済制度を受けることができます。
- 交通事故防止の観点より、自転車での通所は禁止しています。

10 問い合わせ先

大阪市教育支援センター（9：00～17：00の間）

花園 電話 (06) 6631-8962 Fax (06) 6631-8963

桃谷 電話 (06) 6731-8560 Fax (06) 6731-8561

新大阪 電話 (06) 6322-2500 Fax (06) 6322-2501

※対応等により電話がつながりにくいことがあります。ご了承ください。